



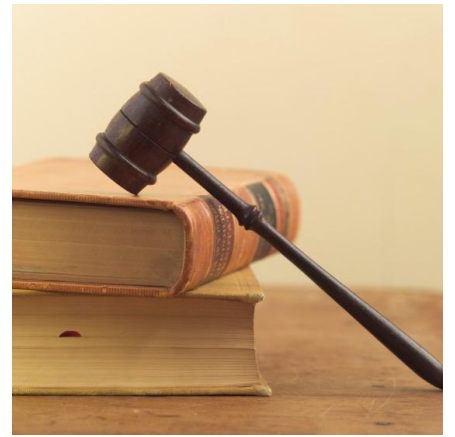
ドイツにおける 自殺介助を巡る論争

報告 **Gunnar Duttge** (グナー・ドウトウゲ)
ゲッティンゲン大学教授

※講演言語:ドイツ語(通訳付)

司会・通訳 **葛原 力三**(法学部教授)

日時 **2014年6月19日(木)**
14:40~16:10



報告内容

日本刑法202条のような自殺幫助処罰規定を持たないドイツ刑法の下では、自殺の介助サービスを行う団体が複数活動している。これに対してはその発足当初から批判があり、また、少なくとも団体として行う自殺介助は刑事規制の下におくべきであるとの主張がなされるようになってきている。現在、具体的な立法提案も国会審議に付されている。ドイツを代表する医事刑法学者の一人であるDuttge教授を迎えて、ドイツにおけるこの問題を巡る論争の概観を得た上で、日本における202条を前提とした安楽死、尊厳死問題の文脈での議論との比較検討により適帰すべき途を探る。

会場

関西大学千里山キャンパス **児島惟謙館1階第1会議室**

お問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail :hogakuken@ml.kandai.jp